

# 指定管理候補者選定マニュアル

宇 部 市

## 目 次

I	選定マニュアルの位置付け	1 P
II	指定管理者の募集	
1	募集要項の策定	1 P
	(1) 審査基準等	
	(2) 修繕費等の負担	
	(3) その他施設ごとに必要と認められる事項	
2	募集における留意事項	2 P
	(1) 情報提供の推進	
	(2) 応募情報等の保護	
III	指定管理候補者の選定	
1	選定委員会による選定	3 P
	(1) 選定委員会の設置	
	(2) 選定委員会の委員	
	(3) 選定委員の除斥	
	(4) 選定委員会の事前準備	
	(5) 選定委員会の進め方	
	(6) ヒアリングにおける留意事項	
2	指定管理候補者の決定	6 P
3	再度の選定	6 P
IV	選定結果の通知・公表等	
1	選定結果の通知	7 P
2	選定結果等の公表	7 P
	(1) 選定結果の概要	
	(2) 選定理由等	
	(3) 評価結果	
3	応募事業者への通知及び公表時期	8 P
V	情報公開条例に基づく公開等	8 P
VI	選定スケジュール	9 P
	(参考資料)	
資料 1	指定管理候補者の選定に係る配点基準	10 P
資料 2	指定管理候補者審査基準 (参考例)	11 P
資料 3	宇部市指定管理候補者選定委員会設置要綱 (参考例)	13 P
資料 4	宣誓書	14 P
資料 5	最低基準点の設定	14 P
資料 6	実績評価に係る加点・減点の基準等	15 P
資料 7	選定結果の公表 (参考例)	17 P

## I 選定マニュアルの位置付け

指定管理者の選定に当たっては、施設の設置目的や利用状況に応じて、サービスの向上、費用対効果、安全性などの具体的な審査基準を定め、選定段階における審査の合理性、公正性及び透明性を確保するとともに、その内容について市民に説明責任を果たしていくことが重要である。

この「指定管理候補者選定マニュアル」は、指定管理者の適切な選定に当たり、財産管理課が策定している「公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を補完するものとして、また、選定における課題を整理し手続の共通化を図るため策定したものである。

各施設を所管する部等においては、指定管理者の選定に際し、公平かつ公正な審査が行えるよう当該選定マニュアルを基本とするとともに、施設等の特性を踏まえながら適切な運用を行うものとする。

## II 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、公正性・透明性の確保に十分留意し、施設を所管する部等（以下「担当部」という。）が行うものとする。

### 1 募集要項の策定

募集要項の策定に当たっては、ガイドラインに示してある「施設の概要」、「業務の範囲」、「指定期間」、「管理経費」、「応募者の資格」、「審査基準」、「業務要求水準」、「スケジュール」などの事項を基本とし、施設の目的や性格等を勘案して記載事項を決定し、明記するものとする。

特に、選定委員会における審査基準、施設の維持管理上のリスク負担、その他施設ごとに必要と認められる事項については、次のとおりできるだけ明確にしておくことが重要である。

#### (1) 審査基準等

指定管理者の選定は、審査の公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、サービスの質や適切な管理運営が実施できるよう、一定の基準をもとに応募事業者からの申請内容やヒアリング等を踏まえ、総合的に審査を行うものとする。

このため、応募事業者（複数の団体が共同して応募する場合は、その構成団体全てを含む。以下同じ。）に対しては、市が当該施設の管理者に対して何を求めているのか、どういう点にウエイトを置いているか等をあらかじめ示す必要があり、各施設の設置目的や特殊性などを踏まえ、「指定管理候補者の選定に係る配点基準（資料1）」及び「指定管理候補者審査基準（参考例）（資料2）」を参考に審査項目・審査内容及び配点基準を定め、募集要項に明示するものとする。

## (2) 修繕費等の負担

施設・設備の点検及び修繕の範囲については、指定管理料に直接影響してくることから、その負担区分について明確に規定しておく必要がある。

具体的には、「小破修繕」として指定管理者の負担により修繕させる要件を設けるか否か、また、設ける場合には「小破修繕」の定義(金額等)について示しておくことが必要である。

更に、エレベーター等の設備の保守点検は、施設利用者の安全性を確保するために重要であるが、その費用は指定管理料の中でも大きなウエイトを占めるため明確にしておかなければならない。例えば、当該設備に関する保守点検業務の有無や、専門の保守点検事業者との契約の義務付け等を定めておくことも有効である。

## (3) その他施設ごとに必要と認められる事項

「地域住民又は障害者の雇用」、「地域貢献事項」など各施設の設置目的を達成する上で、その他有効と認められる事項について、提案させることも必要である。

## 2 募集における留意事項

指定管理者の募集は、公正性・透明性の確保、能力ある事業者の幅広い参入の機会を与える等の制度の趣旨から、ガイドラインに示しているとおおり、原則として公募により行う。

なお、募集に当たっては、以下の点に留意して、複数の事業者が参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

※ 公募によらない場合は、ガイドライン第5章1(1)に示す合理的な理由がある場合とする。

### (1) 情報提供の推進

事業者の積極的な参入を促進させるため、募集要項を公表した後は、施設の現地説明会や見学会を実施するなど積極的な情報提供を行うとともに、個々の事業者からの個別の相談や質問には丁寧な対応に努めなければならない。

また、個別の相談や質問に対する回答内容についても、公正性・透明性確保の観点から、個々の事業者の具体的な提案内容に関わるものを除き、速やかに市ホームページで公表するものとする。

### (2) 応募情報等の保護

指定管理者の応募に関する文書について「宇部市情報公開条例」第6条第1項に基づく公開請求を受けた場合は、他の行政文書と同様に、原則公開の対象となる。

しかしながら、同条例第7条第3号においては、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」場合に、該当文書を公開しないことができるとしており、応募事業者からの申請内容の中に同様の内容が含まれている場合には、適切な保護が必要なケースもある。

したがって、実際に公開請求があった場合には、応募事業者からの応募書類の内容が、当該事業者の競争上の地位その他正当な権利を害する情報か否か（当該団体が独自に保有するノウハウであるか）といった観点等から、公開する範囲を決定する必要がある。

このため、実際に公開請求があった段階で、対象となる文章の公開範囲を総務課と協議するとともに、必要に応じて当該応募事業者からの聞き取り等を行うなど、適正に処理するものとする。

### **Ⅲ 指定管理候補者の選定**

#### **1 選定委員会による選定**

指定管理者の候補者の選定は市の責任において実施するものであるが、選定の公正性と透明性を確保する観点から、以下に示す事項に従って、選定委員会を設置しその候補者を選定するものとする。

選定委員会では、応募事業者から提出された事業計画書等やヒアリングを基に、施設の設置目的や利用状況に応じて、住民サービスの向上、費用対効果、安全性（労働関係諸法の遵守を含む。）等を具体的な審査基準に照らし合せながら、客観的に検討、判断し、指定管理者の候補者を選定するものとする。

##### **（1）選定委員会の設置**

指定管理者の候補者の選定に関し公正かつ適正な執行を確保するため、担当部ごとに選定委員会を設置する。（「宇部市指定管理候補者選定委員会要綱 参考例（資料3）」参照のこと。）

ただし、当該施設の管理運営について審議する諮問機関等があるときは、これに代えることができるものとする。

##### **（2）選定委員会の委員**

選定委員会の委員は、5～6人で構成する。

委員には当該施設の状況等を十分把握している市関係職員のほか、公正性、透明性を確保するため外部の有識者等（弁護士・中小企業診断士・学識経験者・関係団体の職員）を半数以上選任するものとする（委員就任の承諾に際しては、氏名の公表についても、同意を得ておくこと。）。

また、外部有識者のうち弁護士及び中小企業診断士については、財産管理課が当該協会等へ委員の就任を依頼し、推薦された者を委員として委嘱するものとする。

なお、委員の選任に当たっては、手続の公正性を確保するため、応募事業者と利害関係を有する者は選任しないよう努める必要がある。

### 【応募事業者と利害関係を有する者の定義】

- ① 応募事業者に現在所属しているか又は直近の3年間において所属したことがある者
  - ② 応募事業者の役員の親族等（父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は同居人に当たる者をいう。以下同じ。）
  - ③ その他、応募事業者との間に指定管理者の選定における公平性、中立性を阻害すると認められる利害関係があると担当部が判断した者
- ※ 直近の3年間の起点は、指定管理候補者の応募締切日とする。

### （3）選定委員の除斥

手続の公正性を確保するため、応募事業者と利害関係のある選定委員は、選定委員会の会議に出席することができない。

このため、担当部は応募締切り後、選定委員に応募事業者名を示した上で、選定委員から応募事業者と利害関係を有していない旨を署名した宣誓書（**資料4**）を審査・選定に先立って提出させるものとする。

その結果、利害関係を有する選定委員の存在が明らかになったときは、速やかに当該委員に代わる委員を選任するよう努めるものとする。

この場合において、応募事業者と利害関係のある委員に代わる委員が選任されたときは、当該応募事業者と利害を有する委員は、委員の身分を失う。

### （4）選定委員会の事前準備

選定委員会の庶務は、当該選定委員会を設置した担当部において処理するとともに、以下①～③の点に留意しながら事前の準備を行うものとする。

- ① 選定委員会において、委員ごとの評価レベルの考え方や認識等に差が生じないよう施設等の概要、審査項目、基準、審査のポイント等について、事前に十分な説明を行えるよう整理しておくこと。
- ② 選定委員会で十分な検討ができる審査時間を確保するとともに、対象施設の現地視察や、応募事業者の提案内容等を選定基準の項目ごとに整理するなど効率的な運営に努めること。その際は、特定の事業者により有利、不利が生じないように注意すること。
- ③ 選定委員会の委員の審査に必要な応募書類を渡す場合には、事前に担当部において内容確認を行い、留意事項等について周知するとともに、「審査基準表」（作成に当たっては、**資料2**）を参照のこと。）を合わせて配付すること。なお、配付書類については「取扱注意」を明記の上、守秘や紛失防止について注意喚起するとともに、選定終了後は回収すること。

## (5) 選定委員会の進め方

選定委員会は、次のとおり、書類審査及びヒアリングを実施し、指定管理者の候補者を選定する。

### ア 全般的事項

- ① 担当部は、各委員の評価レベルの考え方や認識等に差が生じないように審査項目、基準審査のポイント等について、十分な説明を行うこと。なお、法令や制度上、実施不可能な提案がなされていた場合は、該当する提案部分について審査の対象外とすることを説明すること。
- ② 応募事業者の数にかかわらず、選定委員会における応募事業者へのヒアリングは必ず行うこと。(ヒアリング時における留意事項は、以下に示す(6)のとおり)
- ③ 選定委員会の会議は、円滑な進行及び実質的な審理を確保するため、原則非公開とする。ただし、選定委員会において、公正性・透明性を確保する観点から必要と判断した場合には会議を公開できるものとする。

### イ 書類審査

- ① 選定委員は、応募事業者から提出された応募書類を基に書類審査を実施し、仮採点を行うものとする。
- ② 選定委員は、応募書類の内容確認とあわせて、書類だけでは不明瞭な点や判断できない点など、ヒアリングにより確認すべき事項を抽出するものとする。
- ③ 書類審査により、補足資料が必要と判断された場合には、担当部は応募事業者に当該資料を提出させ、選定委員に追加配布するものとする。

### ウ ヒアリング及び採点

- ① 事業計画書の内容等について、書類審査だけでは把握できないより詳細な内容を確認・審査するため、応募事業者に対するヒアリングを実施する。
- ② 提案事業など、応募事業者から説明が必要な項目や選定に当たって特に重視する項目については、プレゼンテーションにより、その内容を確認・審査するものとする。
- ③ 応募事業者へのヒアリングの終了後は、選定委員会においてヒアリングの内容確認や疑問点等を整理するため必要な討論及び議論を行った上で、各委員は書類審査による仮採点を必要に応じて修正し、「審査基準表」に応募事業者ごとの採点を記入する。
- ④ 担当部は各委員の採点結果を「集計表」に取りまとめ、選定委員会において最終的な確認を行い、各委員の総合計得点が最も高く、かつ最低基準点を満たしている応募事業者を選定委員会の選定結果とする。

※ 最低基準点の設定については、**資料5**を参照のこと。

※ 外部評価に係る加点・減点がある場合は、各委員の合計得点に加点・減点する。

(**資料6**参照のこと)

なお、総合計得点の最高得点者が複数ある場合は、当該選定委員会に出席した委員

長及び委員の多数決により選定し、更にその多数決において同数のときは、委員長が候補者を選定する。

- ⑤ 担当部においては、選定委員会の会議録を作成すること。

## (6) ヒアリングにおける留意事項

- ① 応募事業者へのヒアリングの公正性を確保するため、応募事業者に対し、事前に次の事項を周知徹底する。

- ・ヒアリングは、既に提出させた提案内容を直接確認するために行うものであり、新たな提案や提案内容の修正は行わないこと。
- ・決められた時間を遵守し、認められていない書類は配付しないこと。
- ・提案内容と相違するような、誤解を受ける発言は行わないこと。
- ・上記事項に違反した場合、その他ヒアリングを続けることが適当でないと認められる場合は、直ちにヒアリングを中止することがあること。

- ② 担当部は、ヒアリング時に応募事業者から不適切な発言等があった場合は、発言の中止、当該発言を審査の対象としない旨の宣言、ヒアリングの中止など適切な措置を迅速にとること。

## 2 指定管理候補者の決定

市は、選定委員会が選定した事業者を指定管理候補者に決定する。

なお、選定委員会が選定した事業者を指定管理候補者に決定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、選定委員会で最低基準点を満たした他の応募事業者の中から高得点順に繰り上げて候補者を市が決定するものとする。

## 3 再度の選定

選定結果を通知した後に、市が決定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、選定委員会で最低基準点を満たした他の応募事業者の中から高得点順に繰り上げて候補者を市が決定し、当該候補者の指定管理者の指定について、再度議案として議会に提出する。



## IV 選定結果の通知・公表等

指定管理者の候補者の決定を行った場合には、選定基準に基づき適切な選定を行ったことが明確に示されるよう、選定結果について応募事業者へ通知するとともに、市ホームページで公表する。

### 1 選定結果の通知

応募事業者への選定結果の通知に当たっては、応募事業者に対して候補者の選定理由を明記するなど十分な情報提供を行うものとする。

また、選定されなかった応募事業者から、その理由等について問い合わせがあった場合には、十分な説明に努めなければならない。

#### 【 選定にかかる審査請求の考え方 】

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び第 11 項に規定する「指定管理者の指定」及び「指定の取り消し等」の行為は、行政不服審査法第 2 条に規定する「行政庁の処分」に当たり、指定を取り消された者は、当該処分についての審査請求を行うことができる。

しかしながら、公募の結果、指定管理者に選定されなかった者を「指定しない」という行為は「行政庁の処分」とは考えられず、この行為に対して審査請求をすることはできないと考える。

ただし、選定のプロセスに瑕疵等が認められる場合で、指定が取り消されることにより、新たに指定管理者として指定される可能性があり、そのことで利益を受けることができる者に限り、（指定という処分のあとに）審査請求ができると考えられる。

### 2 選定結果等の公表

選定結果については、以下の内容について市ホームページで公表する。（資料 7 参照）

#### （1）選定結果の概要

「公募を実施した施設の名称」、「指定管理者の候補者」、「指定期間」、「選定理由」、「評価結果」など、選定委員会の検討経緯や結果が分かる事項について公表すること。

#### （2）選定理由等

当該施設の選定に係る事業者の応募状況や、選定までの経緯、選定委員会で出された主な意見、指定管理者として最も相応しいと判断した理由等をできる限り詳しく記載する。

その他に特記する事項がある場合には、必要において追記するものとする。

### (3) 評価結果

評価項目ごとに配点分かるように明記するとともに、応募事業者ごとに選定委員会の全委員の合計採点結果を公表する。

※ 外部評価委員会における加点・減点がある場合は、各委員の合計得点に加点・減点する。

### 3 応募事業者への通知及び公表時期

選定結果の応募事業者への通知及び公表については、原則、議案を提出する議会の招集告示日に行うものとする。

## V 情報公開条例に基づく公開等

指定管理者の候補者を決定（指定管理者の指定の議案を提出）するまでの間は、「宇部市情報公開条例」第7条第5号（事務事業の意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報）の規定に基づき、公表済みの情報を除き、非公開とする。

市が指定管理者の候補者を決定した日以後については、同条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、請求に対して公開するものとする。

（情報公開の考え方）

情報の内容	公開請求の開始時期	公開請求による開示
基準価格（仕様書に記載）	募集開始後	○
候補者以外の応募事業者名	—	×
選定委員名簿	選定結果公表後	○
事業計画書等の内容	選定結果公表後	△※（非公開情報を除く。）
審査点数（各評価者の点数を含む。）		（各評価者の氏名を除く。）
・各応募事業者の総得点	選定結果公表後	○
・各応募事業者の評価項目ごとの点数	選定結果公表後	○
選定委員会議事概要	選定結果公表後	△※（非公開情報を除く。）

※ 非公開情報の例（宇部市情報公開条例第7条第3号の非公開情報等）

外部に公表していない技術やノウハウ、財務諸表等で公表していない財務状況等に関する事項、その者の資質（資力信用等）に関する評価や質疑内容等

## VI 選定スケジュール

指定管理者の導入又は更新の作業を円滑に実施させるため、指定管理者における業務の引継ぎや準備期間を十分に確保する必要がある。このため、4月から指定を開始する場合の議案は、原則として、前年の12月議会定例会に提出する。ただし、指定管理者制度導入1回目の施設等については、この限りではない。

### 【 12月市議会定例会に提出する場合のスケジュール 】

4～8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・評価作業（次回選定に向けた多段階評価）</li><li>・指定管理者から事業報告等の提出</li><li>・モニタリングの実施</li><li>・外部評価の実施及び公表（評価対象施設のみ）</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・方針決定（指定期間、選定基準、スケジュール等）</li><li>・募集決定</li></ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該年度公募予定施設等の公表（市ホームページ）</li><li>・募集要項配布、現地説明会、提案受付</li></ul>
8～9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募期間（担当部において、市ホームページ等で周知）</li></ul>
10月～	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理候補者選定委員会の開催</li><li>・指定管理候補者の決定</li><li>・選定結果の通知及び公表</li></ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・12月議会（指定の議決）</li></ul>

※ なお、指定管理者の指定後（指定及び指定管理に係る債務負担行為の議決後）は、相手方と協議を行い、少なくとも基本協定については当該議決を受けた年度内に速やかに協定を締結しなければならない。

**平成28年（2016年）6月 施行**

**平成31年（2019年）3月 一部改正**

**令和2年（2020年）4月 一部改正**

**令和4年（2022年）4月 一部改正**

## 指定管理候補者の選定に係る配点基準

これは、公募による指定管理候補者の選定に関し、全庁的に統一的な取扱いを図るため、本市の配点基準を示すものである。

- 配点基準は、下表に示すとおりとする。ただし、各施設の特特殊性などの理由から、この基準により難しいと認めるときは、この限りでない。

審査基準(大項目)		配点基準
I	住民の平等な利用を確保することができるものであること。	10～15
II	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20～30
III	施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	20～30
IV	施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	20～30
V	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	0～15

【100点満点換算の場合】

※ 現在の指定管理者が引き続き応募したときは、外部評価委員会による実績評価の結果に応じて、上記配点基準に加点・減点をする。

※ 単独指定により指定管理候補者を選定する場合においても、上記配点基準を準用する。

## 指定管理候補者審査基準（参考例）

	審査基準	審査項目	内 容	配点
I	住民の平等な利用を確保することができるものであること。 (10～15点)	・施設の基本的な運営方針	・施設の設置目的や本市の政策目的を踏まえた運営方針になっているか。	
			・運営方針は、市が示した基本方針と合致しているか。	
・公の施設の管理・運営に相応しい理念を持っているか。				
		・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・事業内容に偏り等がなく、利用者の平等性が確保されているか。	
			・特定の者に対して不当に利益を制限したり、優遇するものになっていないか。	
II	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (20～30点)	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・利用拡大のための具体的な提案がなされているか。	
			・目標を達成（利用拡大）するための取組は適切か。	
			・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	
		・利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上のための具体的な提案はなされているか。	
・提案の内容は募集要項及び仕様書に示した内容と整合性が図られているか。				
・利用者の意見やニーズを取り入れる仕組みが提案されているか。				
・施設の維持管理の内容及び実現可能性	・市が求める内容が事業計画書で提案されているか。			
	・効率的な運営管理の方策が提案されているか。			
	・施設の安全管理や災害・事故に対する危機管理が適切に行われる体制となっているか。			
III	事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。 (20～30点)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・事業計画実行のために必要な経費がすべて計上されているか。	
			・提案価格	
			・管理経費の削減がサービスの低下につながらない適切なものとなっているか。	

IV	事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 (20~30点)	・収支計画の内容及び実現可能性	・収支計画は実現可能性のある適切なものとなっているか。 ・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。			
		・安定した運営が可能となる人的能力	・人数や配置、専門職種等、運営に必要な職員体制が確保されているか。 ・職員の採用、確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。			
			・安定した運営が可能となる物的能力	・団体等の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 ・必要な機材等は確保されているか。 ・個人情報の保護措置は適切か。		
				・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に管理又は運営した実績はあるか。	
		V	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項 (0~15点)	・雇用拡大	・○○○○○○○○○○○○○○○○	
				・地域貢献	・○○○○○○○○○○○○○○○○	
				・環境配慮	・○○○○○○○○○○○○○○○○	
				・教育効果など	・○○○○○○○○○○○○○○○○	
		合計点数				100

※ 現在の指定管理者が引き続き応募したときは、外部評価委員会による実績評価の結果に応じて、上記配点基準に加点・減点をする。

### 評価レベル（参考例）

評価レベル	配点に対する乗率	評価レベルの考え方
5	100%	優れている（市の要求水準を大幅に上回っている。）
4	80%	やや優れている（市の要求水準を上回っている。）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている。）
2	40%	やや不十分である（市の要求水準を下回っている。）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている。）
0	0%	劣っている（能力がなく、任せることに不安がある。）

※ 各審査項目については、上記評価レベルを参考として定めた採点基準を基に、配点の範囲内で、各選定委員が優劣の度合いを判定し採点する。

## 宇部市指定管理候補者選定委員会設置要綱（参考例）

### （設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、宇部市の公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たり、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定に関し公正かつ適正な執行を確保するため、宇部市指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、候補者の選定に関する事項を審議する。

### （組織）

第3条 委員会は、審議する事案ごとに委員6人以内をもって組織し、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し会議の議長となる。ただし、前条第2項の規定により、委員長を定めるまでの間は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （守秘義務）

第5条 委員は、会議及び会議の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた後も同様とする。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、審議する事案の担当部局において処理する。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 委員会は、指定管理者の指定が行われた日をもって解散する。

### 別表（第3条関係）

弁護士	中小企業診断士
学識経験者	関係団体の職員
担当部局の長	担当部局の次長（同格を含む。）

(資料4)

## 宣 誓 書

私は、〇〇〇〇の指定管理候補者の選定にあたり、次のことを宣誓します。

- 1 私は、〇〇年〇月〇日（応募締切日）から過去3年以内に応募事業者に所属していたことはありません。
- 2 私は、応募事業者の役員の親族等（父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は同居人に当たる者をいう。以下同じ。）ではありません。
- 3 私は、〇〇〇〇の指定管理候補者の選定に関し、応募事業者（応募事業者から依頼を受けた第三者を含む。）から金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与を受け若しくはその供与を受ける約束をし、又は饗応接待に応じ若しくは饗応接待に応じる約束をしていません。
- 4 私は、公正中立な審査、選定を行います。
- 5 私は、指定管理者の選定に関して知り得た秘密を守ります。

年 月 日  
宇部市長 様

氏 名 ( 自 署 )

(資料5)

## 最低基準点の設定

候補者として選定されるための採点の最低基準点は、以下のとおりとする。  
ただし、各施設の特異性を踏まえ、当該基準を上回る設定もできるものとする。

「採点合計が、総配点の100分の60以上を満たすこと」

### ※ 実績評価による加点等がある場合の最低基準点の考え方

- 1 最低基準点算定の基礎となる総配点には、実績評価に係る加点・減点を含めない。
- 2 現在の指定管理者が次期指定管理者の選定の際に引き続き応募した際に実績評価による加点がある場合は、当該加点を除いた得点により最低基準点を満たしているかどうかを判断する。一方で、実績評価による減点がある場合は、当該減点後の得点が最低基準点を満たしていなければならない。



## 実績評価に係る加点・減点の基準等

現在の指定管理者が次期指定管理者の選定の際に引き続き応募したときは、その審査において外部評価委員会による実績評価の結果を反映する。

### 【 実績評価に係る加点・減点の基準 】

外部評価 の結果	実績評価（加点・減点）の基準
S	審査基準の合計点数（満点。以下同じ。）の5％に相当する点数を加点する。ただし、これにより難しいときは、合計点数の2％を超え5％未満の範囲内でこれに相当する点数を加点することができる。
A	審査基準の合計点数の2％に相当する点数を加点する。ただし、これにより難しいときは、合計点数の2％未満の範囲内でこれに相当する点数を加点することができる。
B	行わない。
C	審査基準の合計点数の2％に相当する点数を減点する。ただし、これにより難しいときは、合計点数の2％未満の範囲内でこれに相当する点数を減点することができる。
D	審査基準の合計点数の5％に相当する点数を減点する。ただし、これにより難しいときは、合計点数の2％を超え5％未満の範囲内でこれに相当する点数を減点することができる。

（備考）「S」「A」「C」「D」のただし書きにより、加点・減点を設定するときは、担当部においてその理由を明確にする必要がある。

【 実績評価に係る加点・減点の方法 】

実績評価により加点・減点をするときは、実績評価の対象とならない応募事業者について100点満点となるように配点し、実績評価に係る応募事業者については、これに加点・減点をした点数を当該事業者の満点とする。

〇〇センター指定管理者候補者審査基準（参考例：S評価の場合）

	審査基準	審査項目	内 容	配点
V	その他施設 の設置目的 を達成する ために必要 な事項	・地域貢献	・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
		・環境への配慮	・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
		・教育効果 など	・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
合計点数				100
<b>VI 外部評価委員会による〇〇センターの管理運営の実績評価</b>				<b>※5</b>
合計点数(現指定管理者)				※105

※外部評価委員会による実績評価を行った事業者のみ、VIの加点・減点をする。

【 加点・減点を行う場合の留意事項 】

1 加点・減点措置の実施条件

加点・減点の措置は、選定時点及び次期指定期間において、以下の同一性が全て確保されていることを条件とする。

<p>① 法人その他団体の同一性</p> <p>対象となる法人その他団体（以下「団体」という。）の事業内容、財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。また、対象となる団体が共同企業体であるときは、当該企業体の構成員が同一であり、それぞれの構成員が同一性を有していると認められること。</p> <p>② 事業内容の同一性</p> <p>対象となる施設の事業の内容（指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲）及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がないこと。</p> <p>③ 施設の同一性</p> <p>対象となる施設の指定の単位に大幅な変更がないこと（1施設のみであるか複数施設であるか）。</p>
---

2 指定管理候補者審査基準の周知等

指定管理者の候補者を選定するときに加算・減算の措置により採点をする場合は、その募集要項等に当該措置について明記すること。

併せて、募集における説明会等において、応募事業者に対し、当該措置により候補者選定の審査・採点を行うこと、その目的等を説明し、事前の周知を図る。

## 選定結果の公表（参考例）

宇部市〇〇〇センターの指定管理者の候補者の選定結果について  
指定管理者の指定期間の満了に伴い、〇〇〇センターの指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

### 1 施設の名称

- (1) 名称
- (2) 位置

### 2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名
- (2) 代表者名
- (3) 主たる事務所の所在地

### 3 指定期間 〇〇年4月1日～〇〇年3月31日（5年間）

### 4 選定理由

宇部市〇〇〇センターの指定管理者の候補者の選定に当たり〇〇団体からの応募があり、〇〇年〇〇月〇〇日に開催した宇部市指定管理者選定委員会（〇〇部）において、審査基準に基づき総合的に評価し、選考しました。その結果を踏まえ、市では、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

【理由については具体的に記載すること。】

### 5 評価結果（100点満点換算）

評価基準	配点	候補者	A団体	B団体	C団体
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること。	15	15	12	12	15
II 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	25	18	17	16	14
III 施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	25	18	15	16	13
IV 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	25	16	15	14	12
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	10	10	8	8	6
合計点	100	77	67	66	60